

鴨川市教育振興計画

【概要版】

(第3期 令和3～7年度)

ともに学び未来を育む教育文化のまち

～一人ひとり、みんなが輝く鴨川教育～

令和3年3月

鴨川市教育委員会

1 施策の全体像

《市の将来都市像》

《教育振興の基本方針》

《施策分野と基本目標》

活力あふれる健やか交流のまち鴨川

みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと

ともに学び未来を育む教育文化のまち

一人ひとりがみんなが輝く鴨川教育

I. 学校教育

0歳から15歳までの連続性のある
学び・育ちを重視した教育の推進

II. 生涯学習

市民一人ひとりの学びを支える
生涯学習の振興

III. 青少年の健全育成

子どもたちの自立を支援する
体制整備

IV. 文化振興

鴨川ならではの
文化・芸術の振興と活用

V. スポーツ・レクリエーション

生涯にわたる市民の
スポーツ・レクリエーションの振興

VI. 家庭と地域の教育力向上

誰もが安心して学べる
まちづくりの推進

《施 策》



2 計画の概要

(1) 計画策定の目的

生涯にわたる自立・協働・創造に向けた一人ひとりの主体的な学びの基盤づくりは、今後本市の発展を実現していくために不可欠です。学びの成果を社会に活かしてこそ、豊かな社会の実現につながります。

鴨川の子どもたちみんなが自分の夢を育み、その実現に向けて学校・家庭・地域・行政が「全ては子どもたちのために」の思いをもって、様々な支援を続けることができるまち、市民一人ひとりが生涯を通して「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる、ともに学ぶ教育のまちづくりを目指し、基本的な方向を示す計画として、本計画を策定し推進します。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定するものであり、国及び県の教育振興基本計画との整合を踏まえて策定しました。

また、市の最上位計画である「第2次鴨川市総合計画（第2次鴨川市基本構想（第3次、第4次5か年計画）平成28～令和7年度）」に基づき、教育委員会、学校、市民が協力して教育を推進するための総合的な計画です。学校教育、生涯学習、青少年の健全育成、文化振興、スポーツ・レクリエーション、家庭と地域の教育力向上等の指針となるものであり、関連する計画や施策と整合を図りながら、策定・推進します。

学校体育を除くスポーツ・レクリエーションの振興については、本市においては、第2次鴨川市総合計画に基づき、市長部局に属するスポーツ振興課が担当します。なお、その内容を教育振興計画に掲載しました。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

(4) 計画の対象

この計画は、学校教育、生涯学習、青少年の健全育成、文化振興、スポーツ・レクリエーション、家庭と地域の教育力向上等の鴨川市の教育施策の基本方向を示す計画であり、計画の対象は子どもから高齢者まで全世代とします。

ただし、学校教育は義務教育修了となる15歳までを対象とするなど、法律に基づく対象年齢や施策、他の関連計画等との関係に配慮しました。

3 分野別の取組

I. 学校教育

基本目標

0歳から15歳までの連続性のある 学び・育ちを重視した教育の推進

0歳から15歳までの子どもの発達の特性を理解し、一人ひとりの健やかな成長と豊かに生きる力を身につけることのできる一貫した教育を、鴨川市の保幼小中一貫教育と位置づけ重点的に推進します。あわせて、未来を力強く生き抜いていくために必要な大きく変化するICT教育や、持続可能な社会を目指すSDGsの教育を推進するとともに、就学支援や教育的支援、不登校対応等にも取り組みます。さらに、小中学校の適正規模や部活動のあり方の検討のほか、安全安心な学校施設の整備や、地域に開かれた信頼される学校づくりに取り組み、子どもたちがいきいきと活動する学校づくりの推進を図ります。

I-1. 幼児教育・義務教育の充実

- (1) 学び・育ちの連続性を重視した教育の推進
 - ①保幼小中一貫教育の推進
- (2) 生きる力の基礎を育む幼児教育の推進
 - ①認定こども園・小学校の連携の強化
 - ②魅力ある学びの場がある教育の推進
 - ③一人ひとりの子どもの育ちに合わせた支援の充実
 - ④保護者への支援
- (3) 自ら学び未来を切り拓く義務教育の推進
 - ①確かな学力の育成
 - ②ICTを活用した情報教育の充実
 - ③特色ある教育の実施
 - ④発達段階に応じたキャリア教育の推進
 - ⑤豊かな心を育む教育の推進
 - ⑥体力の向上と健康の推進
 - ⑦読書活動の推進
- (4) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進
 - ①早期からの相談（就学相談・教育相談）と切れ目のない支援体制の充実
 - ②豊かな人間性を育む交流及び共同学習の推進
 - ③一人ひとりの発達に合わせた支援の充実
 - ④多様化する教育的ニーズに対応するための人材育成・指導の充実
 - ⑤認定こども園・小中学校への支援体制の強化
 - ⑥地域や保護者等への理解・啓発の促進

I-2. 学校教育環境の整備充実

- (1) 学校施設設備と教育機器の整備
 - ①長寿命化や大規模改修への対応
 - ②魅力ある学校づくりに向けた設備の拡充
 - ③バリアフリー化の推進
- (2) 教員の意識改革と指導力の向上
 - ①研修の充実と自主的研究活動促進
- (3) 信頼される学校づくりの推進
 - ①学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の実施
 - ②開かれた学校づくり
 - ③学校規模・クラス規模の適正化
- (4) 学校給食の充実
 - ①施設・設備の充実
 - ②民間委託の推進
 - ③学校や家庭との連携
 - ④地産地消の推進

Ⅱ. 生涯学習

基本目標

市民一人ひとりの学びを支える生涯学習の振興

誰もがいつでも、どこでも学びたいときに学ぶことができ、その学びの成果を適切に活かせる社会が生涯学習の目指す姿です。このため、市民が家庭や地域で子どもから大人までを対象とした多様な体験学習をはじめ、生活を豊かにする学習活動・読書活動、趣味やスポーツ等に意欲的に取り組める生涯学習環境づくりを進め、自己実現を支援するとともに、地域コミュニティを育てていきます。図書館においては、多様化した市民ニーズに対応した事業展開を図るとともに、その担い手となる人材の育成に努めます。

Ⅱ－１. 多彩な学習活動の促進

- (1) 公民館事業の充実
 - ①市民同士がお互いに尊重しあい、教えあい、学びあう生涯学習活動の充実
- (2) 市内に関係施設のある大学との連携
 - ①大学等との連携による特色ある生涯学習プログラムの充実
- (3) 市民が学びやすい環境づくり
 - ①地域学習・ボランティア活動の支援
- (4) 青少年海外派遣の推進
 - ①国際的感覚の豊かな人間育成

Ⅱ－２. 社会教育関連施設の充実

- (1) 社会教育関連施設の整備
 - ①施設の計画的な改修と更新

Ⅱ－３. 読書・学習環境の充実

- (1) 生涯型読書活動の推進
 - ①鴨川市生涯読書推進計画に基づく読書活動の推進
- (2) 図書資料の整備・充実
 - ①親しみやすい図書館環境づくり ②施設・設備の改修 ③資料の充実 ④図書館分室の運営
- (3) 子どもの読書活動と習慣づけの推進
 - ①子どもの読書活動と習慣づけの推進 ②学校教育と図書館の連携による読書活動の推進

Ⅲ. 青少年の健全育成

基本目標

子どもたちの自立を支援する体制整備

本市の次代を担う青少年が、自らの能力や個性を十分に発揮して自立するとともに、地域の担い手として活躍できるように、学校、家庭、地域、関係機関等が連携しながら、子どもたちの成長と自立を支援する仕組みづくりを推進します。あわせて、青少年が様々な体験・交流活動、社会活動等に参加する機会を拡充するとともに、地域活動の活発化や指導者の育成に努めます。

Ⅲ－１. 啓発活動の推進

- (1) 青少年の健全育成に関する啓発の推進
 - ①体制の整備 ②学校・家庭・地域への啓発

Ⅲ－２. 青少年育成団体活動の活性化及び地域との連携強化

- (1) 青少年育成団体の活動の活性化
 - ①青少年育成団体活動の充実 ②体験の場・居場所づくりの推進
- (2) 青少年育成団体と地域の連携強化
 - ①青少年相談員活動の充実 ②非行防止活動の推進

IV. 文化振興

基本目標

鴨川ならではの文化・芸術の振興と活用

市民一人ひとりがふるさとの文化に触れ、心豊かな生活を送ることができるよう、音楽や芸能等を含めた市民の多様な文化芸術活動を支援するとともに、様々な分野の文化・芸術に接する機会や活動成果の発表の場の拡充を図ります。さらに、市民の文化芸術活動の拠点となる施設の整備の検討を進めます。

また、市民が本市固有の歴史や文化を理解し、郷土愛と誇りを持てるよう、鴨川市の貴重な文化財の保護・保全と潜在的な文化資源の掘り起こしに努め、文化財保護法の改正を踏まえた文化財の活用を推進します。

IV-1. 文化・芸術の振興

(1) 文化・芸術の振興

- ①文化芸術団体の活動促進 ②鑑賞機会の充実

IV-2. 文化施設の充実

(1) 文化活動の拠点施設の整備・活用

- ①施設の確保と整備 ②市民ギャラリーの整備

IV-3. 歴史・文化の保全と活用

(1) 指定文化財保護活動の支援と適切な保護の推進

- ①文化財等の実態調査 ②文化財保護活動への支援

(2) 市史の編さん、史・資料調査と保存・活用

- ①市史編さんの継承 ②史・資料の保存と活用

(3) 地域の歴史・文化資源の周知と有効活用

- ①地域の歴史・文化の理解促進

V. スポーツ・レクリエーション

基本目標

生涯にわたる市民のスポーツ・レクリエーションの振興

市民一人ひとりが、生涯にわたり自分にあったスポーツを楽しみ、生活に取り入れ、心身ともに健やかに暮らせるように、市民のスポーツ・レクリエーション活動を支える環境づくりを進めます。このため、総合運動施設や社会体育施設等のスポーツ・レクリエーション施設の整備を計画的に進めるとともに、市民の積極的な施設活用とスポーツイベントへの参加を促進します。また、鴨川市が有する充実した運動施設、スポーツに適した自然環境等を有効活用して、競技スポーツの普及とスポーツを通じた交流人口拡大を図るための活動を促進し、「スポーツ観光交流都市・鴨川」を目指します。

V-1. スポーツ環境の充実

(1) 施設の整備

- ①スポーツ・レクリエーション施設の整備

V-2. スポーツの振興

(1) 市民スポーツの振興

- ①スポーツ教室や大会の開催 ②総合型地域スポーツクラブの支援
- ③地域スポーツコミッションによるスポーツ教室等の開催 ④生涯スポーツの促進
- ⑤競技スポーツの促進

(2) スポーツイベント等の誘致

- ①各種スポーツイベントや講演会等の開催及び周知 ②スポーツ観光交流の推進

VI. 家庭と地域の教育力向上

基本目標

誰もが安心して学べるまちづくりの推進

核家族化や少子高齢化が進む影響等により、子どもと家庭を支える環境が変化しており、地域のつながりや支え合いの重要性が再認識されているとともに、子どもが育つ基盤である家庭の教育力を高めていくことが重要となっています。このため、教育の出発点である家庭教育について親子と一緒に体験して学習する場づくり、子育て支援ネットワークづくり等を推進し、親の育てる力・家庭教育力が高められるよう支援します。地域では、地域住民のつながりや支え合いによる地域コミュニティの形成や、学校、家庭、地域、関係機関等との力強い連携により、子どもに関わり、育ちを応援する地域づくりを進めます。あわせて、誰もが安心して学ぶことができ、その取組が人づくり・地域づくりに活かせる環境づくりを進め、市民の学びを支援して地域の教育力の向上を目指します。

VI-1. 子育て家庭の育ち支援

- (1) 基本的な生活習慣と望ましい規範意識の育成
 - ①挨拶運動の奨励 ②睡眠と早寝早起き、朝食習慣の確立
- (2) 親とともに考える教育の推進
 - ①親の主体性を重視した学びのプログラム
- (3) 学校における子育て支援
 - ①子どもを伸ばし自信をつけさせる家庭教育の推進 ②家庭での教育の目標設定

VI-2. 親が育つ環境づくり

- (1) 家庭教育の支援
 - ①家庭教育庁内連絡会議の充実 ②子育て学習会への支援
 - ③PTA活動等を通じた子育て支援の促進
- (2) 保護者活動の支援
 - ①保護者研修機会の充実 ②家庭教育相談や家庭教育指導員の活用

VI-3. 学びのセーフティネットの構築

- (1) 子どもや家庭に対する相談・支援
 - ①学校内の相談体制の充実 ②相談支援にあたる連携体制の構築
- (2) 経済的困難者の助成・支援
 - ①経済的支援の充実 ②障害のある子どもや家庭への支援
- (3) 子どもの人権擁護と安全の確保
 - ①児童虐待防止対策の充実

VI-4. 安全・安心な学びの場づくり

- (1) 安全教育の推進
 - ①防災教育の充実 ②交通安全教育の充実
- (2) 安全な教育環境づくり
 - ①通学の安全対策 ②防犯対策

鴨川市教育振興計画（第3期 令和3～7年度）概要版

鴨川市教育委員会

〒299-5503

千葉県鴨川市天津 1104 番地

事務局担当 学校教育課

TEL:04-7094-0512

FAX:04-7094-0531
